

# 更正の請求書 (連結申告用)

稅務署受付印

※整理番号

### 総グループ整理番号

令和 年 月 日

稅務署長殿

## 納 稅 地

二

電話 ( ) —

(フリガナ)

### 法 人 名 等

法 人 代 号

(フリガナ)

代表者 氏名

代素煮住所

## 事業種目

5

連語

〔旧国税通則法第23条  
旧法人税法第82条  
旧地方法人税法第24条  
〔旧租税特別措置法第68条の88  
〕の規定に基づき　自 平成 年 月 日〔連結事業年度の　連結確定申告〕に係る  
至 平成 年 月 日 課税事業年度の 地方法人税確定申告〕

課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分			記	この請求前の金額	更正の請求金額		
法人税額	連所結得	連結所得金額又は連結欠損金額	1	円	円		
	同上之内訳	軽減税率適用連結所得金額	2				
		その他の金額(1-2)	3				
	法	人 税 額	4				
	法人税額の特別控除額			5			
	差引	法人税額(4-5)	6				
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額			7			
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	0 0 0	0 0 0		
	同上	に 対 す る 税 額	9				
	連 結 留 保 金	課税連結留保金額	10	0 0 0	0 0 0		
	同上	に 対 す る 税 額	11				
	使 途 秘 匿 金	使途秘匿金額	12	0 0 0	0 0 0		
	同上	に 対 す る 税 額	13				
法人税額計(6+7+9+11+13)			14				
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額			15				
控除税額			16				
差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)			17	0 0	0 0		
連結中間申告分の法人税額			18	0 0	0 0		
差引	納付すべき法人税額		19	0 0	0 0		
	還付金額		20				
翌期へ繰り越す連結欠損金			21				
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額	連結所得の金額に対する法人税額	22			
		課税連結留保金額	に対する法人税額	23			
		課税標準法人税額(22+23)		24	0 0 0		
	(22)に係る地方法人税額			25			
	(23)に係る地方法人税額			26			
	所得地方法人税額(25+26)			27			
	外 国 税 額 の 控 除 額			28			
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			29			
	差引地方法人税額(27-28-29)			30	0 0		
	中間申告分の地方法人税額			31	0 0		
差引	納付すべき地方法人税額		32	0 0	0 0		
	還付金額		33				

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日	添付 書類	
更正決定通知書受理年月日	平成・令和 年 月 日		

07.06.2021

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分)

**更正の請求書（連結申告用）の記載要領等**  
【平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に終了した連結事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実に該当する場合等に、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の国税通則法（以下「令和 2 年旧国税通則法」といいます。）第 23 条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 82 条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の地方法人税法（以下「令和 2 年旧地方法人税法」といいます。）第 24 条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成 31 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

- (1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のこととに該当する場合
- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
  - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
  - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区分	提出期限
(1) 令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から 5 年以内（注）
(2) 令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	令和 2 年旧国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) 平成 31 年旧措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から 6 年以内

（注） 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年（平成 30 年 3 月 31 日以前に開始した連結事業年度又は課税事業年度分については 9 年）以内となります。

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。

5 この請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。  
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方法人税法第 24 条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は〇で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。